（併給調整事由該当の届出等）

第百四十八条　公務遺族年金の受給権者は、法第八十条第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

2　法第八十条第二項の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～六　略］

［3　略］

（併給調整事由等消滅の届出）

第百四十九条　公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

2　法第百五条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二～四　略］

［3・4　略］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百五十条　法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

二の二　個人番号又は基礎年金番号

［三・四　略］

［2　略］

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百五十一条　法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

二の二　個人番号又は基礎年金番号

［三・四　略］

［2　略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百四十八条　公務遺族年金の受給権者は、法第八十条第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～四　同上］

2　法第八十条第二項の規定により公務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者（以下この項において「公務遺族年金の停止解除申請者」という。）は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～六　同上］

［3　同上］

（併給調整事由等消滅の届出）

第百四十九条　公務遺族年金の受給権者は、公務遺族年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～四　同上］

2　法第百五条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている公務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　同上］

［新設］

［二～四　同上］

［3・4　同上］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百五十条　法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［新設］

［三・四　同上］

［2　同上］

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百五十一条　法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする公務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［新設］

［三・四　同上］

［2　同上］